

MediaCat Web フィルタリングサービスに関する個別規定

この個別規定（以下「本個別規定」といいます。）は、株式会社コミュニティ ネットワークセンター（以下、「当社」といいます。）が、MediaCat インターネットサービスのオプションサービスとして、加入契約者に提供する MediaCat Web フィルタリングサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する個別規定です。

1. 定義

1-1. MediaCat インターネットサービス契約約款（以下、「契約約款」という。）において定義される用語は、本個別規定において別途定めがある場合を除き、本個別規定においても契約約款と同義に用いるものとします。

1-2. 本個別規定においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービスとは、加入契約者に対し、当社が別に定める Web フィルタリングソフト（以下、「ソフトウェア」という。）を利用し、有害サイトをフィルタリングする機能を提供するサービスをいいます。
- (2) 「利用契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (3) 「利用契約者」とは、加入契約者のうち、当社と利用契約を締結している方をいいます。

2. 本個別規定及び契約約款の適用

2-1. 本サービスの利用に関しては、本個別規定及び契約約款が適用されるものとします。

2-2. 本サービスに関し、本個別規定と契約約款に定める内容が異なる場合には、本個別規定に定める内容が優先して適用されるものとします。

3. 本個別規定の変更

当社は、事前の通知を行うことなく本個別規定を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の個別規定によります。

4. 利用契約の単位

利用契約は、MediaCat インターネットサービス加入契約毎に締結します。

5. 利用申込及び承諾等

5-1. 本サービスの利用を希望する加入契約者は、契約約款及び本個別規定の各規定を承認したうえで、当社が別に定める手続きに従い、利用契約の申込（以下、「利用申込」という。）を行うものとします。

5-2. 加入契約者は、前項の申込み内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社へ通知するものとします。

5-3. 当社は、利用申込があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承諾するものとします。

- (1) 当社の業務の遂行上又は技術上著しく支障があると判断したとき。
- (2) 利用申込者が、本サービスの利用料金等、契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき。
- (3) 虚偽の事実をもって利用申込をしたとき。

5-4. 当社は本サービスの提供を開始している場合であっても、当社が本サービスの提供に支障があると判断したときは、いつでも本サービスの提供を中止することができるものとします。

6. 本サービスの利用

6-1. 本サービスは、利用契約者本人のみが利用できるものとします。

6-2. 本サービスの利用条件の詳細に関しては、当社が別に定めます。

6-3. 本サービスの利用に際しては、ソフトウェアを提供するデジタルアーツ株式会社（以下、開発会社という）のソフトウェアの使用許諾契約への同意を必要とします。

6-4. 本サービスに関しては、次の禁止行為があります。

- (1) 利用契約者は、本サービスの一部又は全部に関して、第三者に対する使用許諾、賃貸、移転、頒布その他一切の権利移転、権利許諾はできないものとします。
- (2) 利用契約者は、本サービスを他の電気通信事業者が提供するサービスに組み込み、又は付属させることはできないものとします。また、本サービスを付加価値サービスとして利用し、又は第三者に利用させることはできないものとします。

7. 利用料金等

7-1. 利用契約者は、当社が別に定める利用料金を支払わなければなりません。

7-2. 利用料金の請求及び支払方法等の詳細に関しては、当社が別に定めます。

7-3. 利用料金は、ソフトウェアの開発会社の使用許諾契約書に定めるライセンス料金を含みます。

8. 解約

8-1. 利用契約者が、当社が別に定める手続きに従って、利用契約の解除を申し入れた場合、当該暦月の末日をもって、当該利用契約者と当社との間の利用契約は解除されるものとします。

8-2. 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 利用料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 5-3. 各号の禁止行為がなされたとき。
- (3) 当社が不適切と判断する行為がなされたとき。
- (4) 本個別規定又は契約約款に違反する行為がなされたとき。

8-3. 利用契約者が加入契約を解除した場合又は当社が加入契約を解除した場合は、加入契約の解除と同時に、当該加入契約者に係る利用契約も解除されたものとします。

9. 知的財産権

本サービスに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ、トレードネーム、ロゴその他一切の知的財産権は、当社又は当社にこれを許諾した第三者に独占的に帰属します。ただし、ソフトウェアに係る著作権等に関する知的財産権は、ソフトウェアの使用許諾契約書に定めるところによります。

10. 保証・責任の制限

10-1. ソフトウェアの使用条件については、開発会社が提示し、利用契約者が合意する使用許諾契約書に従うものとし、当社は、ソフトウェアに関して、何らの保証を行わないとともに、一切その責任を負わないものとします。

10-2. 当社は、本サービスが利用契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、商品的価値を有すること、不具合が生じないことを含め、本サービスに関して明示的にも黙示的にも一切の保証を行いません。

10-3. 利用契約に関して当社が過失により何らかの責任を負担する場合であっても、その補償・賠償する総金額は、利用契約者が実際に本サービスの利用に関し支払った対価の額を越えないものとします。

10-4. 利用契約者による本サービスの使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、利用契約者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

附則

本個別規定は、2005年2月28日から実施します。

本改正個別規定は、2011年7月1日から実施します。